

令和5年度 第1回

白石町町民協働による地域づくり条例検討会議 議事録

日時：令和5年9月8日（金）19：00～20：45

場所：白石町役場 3階大会議室

1. 開会

○山口総合戦略課長

みなさんこんばんは。ちょっと1名、委員の方がお仕事の都合上遅れられるということで、ただいまから始めさせていただきたいと思います。令和5年度第1回白石町町民協働の推進による地域づくり条例検討会議を始めさせていただきます。私、進行を務めさせていただきます、役場 総合戦略課長の山口と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。まずもって、町民協働の推進による地域づくり条例検討会議委員をお引き受けいただきまして、ありがとうございました。会議に入ります前に、まず資料の確認をしたいと思います。配布資料一覧の方もつけております。1つ目、次第がついております。2つ目ですけれども資料1でございます。委員の名簿をお付けしております。資料2こちらに今回の検討会議の設置要綱ということでお付けしております。資料2、でございます。そして資料3、これまでの経緯をおつけしている資料でございます。それと資料4、以前出されております提言書の方を一冊お付けしております。この中に提言書の内容が全て入っております。資料5でございます。「白石町町民協働推進会議」に関する報告書ということで、1枚ものの資料をお付けしております。そして資料6でございますけれども、他団体のまちづくりに関する条例の概要ということで資料6をつけております。そして参考資料ですけれども、これも他団体の条例ということでお付けしております。みなさんございますでしょうか。

本会議でございますけれども、昨年度実施いたしました、白石町町民協働推進会議から町へ提出された報告書を踏まえまして、参加と協働による地域づくりを町全域で実践するための条例でございます。これを検討していただくために設置をしております。

特に本町におきましては、人口減少ですとか高齢化、様々な課題が出てきております。条例の検討におきまして、委員の皆様のご意見を賜りたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

2. 委嘱状交付

○山口総合戦略課長

それでは、式次第の2番目の方でございます、委嘱状の交付に入らせていただきます。

委嘱状の交付を行います。本来なら、お一人お一人に交付すべきところではございますけれども、時間の都合上、本日は代表いたしまして、「国立大学法人 佐賀大学名誉教授 五十嵐勉 様」にお願いしたいと思っております。五十嵐様、前の方へお進みください。(委嘱状交付)

ありがとうございます。なお、他の新しくなられました委員の皆様につきましては、お席の方に配布をもって交付ということにさせていただいております。よろしくお願いいたします。

式次第の3番目でございます。町長挨拶でございますけれども、本日、田島町長が公務のため、代わりに百武副町長の方がご挨拶申し上げます。

3. 町長あいさつ

○百武副町長

みなさん、改めましてこんばんは。本日は、大変お忙しい中に、『白石町町民協働による地域づくり条例検討会議』にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、この会議の委員をお引き受けいただいたことにつきましても、重ねてお礼を申し上げますところでございます。ありがとうございます。

本会議の趣旨でございますけれども、令和3年12月の『白石町町民協働によるまちづくりに関する提言書』、令和5年3月の『白石町町民協働推進会議』に関する報告書』を受けまして、参加と協働による地域づくりを町全域で実践するために、ということで条例の制定に向けて設置をいたしております。

本町におきましては、少子高齢化や人口減少によりまして、役割や行事の担い手不足など、これまでになかった様々な地域課題が出てきております。そのため、町民協働によるまちづくりを町の重要な施策の1つとして位置付けまして、地域住民の皆さんや各種団体が連携し行政と協働する、「地域づくり協議会」の設立支援に取り組んでいるところです。

現在、須古地区と六角地区に地域づくり協議会が発足いたしまして、活動をいただいております。今後、このように対話を重ねることで、お互いの理解を深め活動していく取り組みを町全域に広げていくために、条例を制定し、町の考えや姿勢を明確にするとともに、住民の皆さんに周知啓発をしていきたいと考えております。

どうか委員の皆様には、条例の制定に向けて闊達なご議論をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますけれども、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

4. 委員の紹介

○山口総合戦略課長

ありがとうございました。それでは次第の4番目、委員の紹介をいたします。

○喜多総合戦略課長補佐

それでは、資料1の名簿順に所属とお名前を読み上げて、ご紹介させていただきます。
(委員の紹介)

5. 町担当職員の紹介

○山口総合戦略課長

それでは次第の5番目でございます、町の担当職員を紹介させていただきますけれども、職員につきましては、時間の都合上一人ひとりの紹介は割愛させていただきます。資料1の方にお示ししているとおりでございます。10名の総務課、総合戦略課の職員が事務局となっております。みなさまよろしくお願いたします。

6. 白石町町民協働の推進による地域づくり条例検討会議設置要綱について

○山口総合戦略課長

次第の6番目でございます。本日の推進会議設置要綱について、まずは事務局から説明いたします。

○辻総合戦略課白石創生推進係係長

総合戦略課の辻と申します。よろしくお願いたします。それでは資料2をご覧ください。本日の白石町町民協働の推進による地域づくり条例検討会議は、この要綱に基づいて開催しております。第1条に規定しておりますとおり、参加と協働による地域づくりを町全域で実践するために設置をしております。第2条、所掌事務です。検討会議におきましては、条例の素案について審議することとしています。条例の案をまとめまして、町長へ答申、提出することとなります。第3条、検討会議は委員7名以内をもって組織するとしておりまして、先ほど資料1のとおり6名の皆様に委員を委嘱しております。第4条は任期です。委員の任期は今年度いっぱいとなります。第5条、会長及び副会長です。検討会議に会長と副会長を置き、委員の互選によって定めます。第6条は会議のことです。招集は会長が招集し、その議長となります。第7条、庶務です。会議の庶務について総合戦略課で行います。最後、附則ですが、この要綱の施行に伴いまして、白石町町民協働推進会議は廃止をしております。要綱と役割についての説明は以上となります。

○山口総合戦略課長

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。
ありがとうございます。

7. 会長・副会長選任

○山口総合戦略課長

それでは次第の7番目でございます。会長、副会長選出に入ります。先ほどの説明に

もありましたとおり、白石町町民協働推進会議設置要綱第5条の規定によりまして、「会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。」と規定しております。いかがいたしましょうか。

○委員

事務局に一任で。

○山口総合戦略課長

それでは事務局に一任とのお声をいただきましたので事務局に一任させていただきます。それでは、事務局より提案いたします。会長に佐賀大学名誉教授の五十嵐様、副会長に須古地区地域づくり協議会の吉岡様をお願いしたいと思います。皆様方いかがでしょうか。

○委員

(一同拍手)

○山口総合戦略課長

ありがとうございました。それでは会長を五十嵐教授、副会長を吉岡様をお願いいたします。五十嵐会長、よろしければ席のご移動をお願いいたします。

8. 会長あいさつ

○山口総合戦略課長

それでは、式次第の9番目でございますけれども会長挨拶ということで五十嵐会長の方よりご挨拶の方をよろしくをお願いいたします。

○会長

平成30年から5年間に渡りまして本町の協働による地域づくりの検討をサポートさせていただきました。その結果、須古地区と六角地区で協働を推進するための、地域づくり協議会という組織が立ち上がり、いま精力的に活動をしておられます。この動きを、さらに推進する、止めることなく町内全域に渡って協働の地域づくりを推進する、そのための理念といいますか、そういったものを盛り込んだ条例の制定それが必要である、というようなことを報告書として取りまとめさせていただきました。それを前提にして、この委員会が立ち上がりましたのでみなさまから自由闊達な意見をいただきながら、何とか条例の制定に向けた素案、たたき台作りに委員会として努力していきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

9. 協議事項

○山口総合戦略課長

ありがとうございました。それでは9番目の協議事項に入りたいと思いますが、ここからは、五十嵐会長に会議の議長をお願いいたします。

○会長

それでは、議事に沿って進めさせていただきます。今日は1回目ということになりますので、この検討会議が何をを目指すのか。そういったことの確認、それを重視した1回目の会議にしたいと思っております。それでは協議事項の1 白石町の町民協働によるまちづくりについて、これまでの経緯、あるいは提言書、あるいは報告書等について事務局より説明をお願いいたします。

○辻総合戦略課白石創生推進係係長

それでは資料3のこれまでの経緯という1枚紙をご覧ください。これまでの経緯について簡単にまとめたものとなっています。色を分けておりますけれども、緑色が町全体に関する事項、青色は須古地区に関する事項、オレンジ色は六角地区に関する事項、黄色は有明地区に関する事項となっています。先ほど会長の方から言われましたとおり、平成30年度より本格的に協働による地域づくりの推進に取り組んでいます。

まず、緑色の部分ですが、平成30年度より白石町協働による地域づくり検討委員会を設置しまして、平成30年5月25日の1回目の委員会から、最終が、令和3年度の12月17日の委員会まで14回の長期にわたって検討を行いまして、提言書を町へ提出しております。提言書の内容については、人口減少等によって地域の連帯感や意識の希薄化が言われていますが、求められる公共サービスの需要は拡大しているという状況を踏まえまして、小学校区単位等の地域で、地域づくり協議会の設立を推進していきましょうといった内容のものであります。詳細は後もって説明いたします。この提言書を受けまして、令和4年度に白石町町民協働推進会議を設置し、これを3回、会議を行っております。この会議をまとめたものが、下から2番目の3月10日に、町民協働推進会議に関する報告書として町へ提出をしています。報告書の内容については、協働によるまちづくりを町全域で実践するために条例の制定を提案するといった内容のものであります。これも詳細は後もって説明いたします。この報告書を受けて、本日の条例検討会議を設置したところでございます。

緑色の補足ですが、この会議の他に、小学校単位での地域説明会を行ってきています。令和2年度の6月から7月、令和3年度の7月から10月に、駐在員、区長、公民館長、民生児童委員等を対象に開催をしています。

次に青色でございます。須古地区に関する内容です。令和元年4月に地域づくりに関する意見交換会、7月にモデル地区希望届、8月に中心メンバー会議等を踏まえ、同じ年の1月に第1回目の地域づくり協議会設立準備委員会が行われ、これが最終、令和3年の4月まで15回の委員会を行っております。その間には、住民参加ワークショップ等を開催しまして、地域住民のほか高校生や大学生の参加もあっています。令和3年6月に地域づくり協議会設立総会が行われ発足をしています。

次に、オレンジ色の六角地区に関する内容です。令和2年9月にモデル地区希望届、2月に町民協働によるまちづくり説明会が行われメンバーを集められています。令和3

年5月に第1回目の地域づくり協議会設立準備委員会、これが最終、令和4年度の令和5年3月まで22回の委員会を行っています。その間に同じく住民参加ワークショップも開催し、同じく学生の参加もあっています。令和5年3月に地域づくり協議会設立総会が行われ正式に発足しています。

最後に黄色の有明地区です。令和4年度の5月に意見交換会、それから10月に全体説明会を行ってきています。その後、地域からの地域づくり協議会設立に向けた声や動きはなく本年度に至っています。そこで、本年度の8月に、回覧板の方で参加募集を行っております。これから、ある程度参加者が集まった段階で、地域づくり協議会設立準備委員会の事前委員会を立ち上げることとしております。簡単ですが資料3の説明を終わります。

○会長

事務局の方から、平成30年度からこれまでの協働による地域づくりの取組の経緯について、年表形式で説明をしていただきました。協働の地域づくりを進めるための検討委員会から始まり、モデル地区という形で地域づくりを行う組織の立ち上げ、これを町として様々な支援を行ってまいりました。その結果として、須古地区と六角地区で組織が立ち上がり、今その組織の中には部会があるんですけども、部会単位等で様々な活動を行っているところです。その後、3番目、有明地区での組織の立ち上げに向けて、検討に着手したという状況でございます。ちょうどこの間、令和2年度から4年度までコロナのパンデミックの中で、なかなか会議、あるいは活動等が制限された状況ではございましたけれども、それなりの取組の成果が見えてきた、それを私、印象を持っています。ここまでのご説明で何か、質問、ご意見等ございますでしょうか。素朴な単純な質問でも構いません。

○委員

住民参加ワークショップの内容は。

○会長

事務局の方から、ワークショップがどういう形式でどんなことをやったのか。説明をお願いします。

○辻総合戦略課白石創生推進係係長

住民参加ワークショップの規模なんですけど、須古地区の方も六角地区の方も、大体100名前後の規模で参加者を集めまして1班6人から8人ぐらいのグループ毎にワークショップを行っています。内容はそれぞれ、須古も六角も3回ずつ行ってまして、1回目はその地域がどうなってほしいとか、どうなってほしいの前に、地域の現状についてお互い意見を出し合って課題なり現状を共有しあうという趣旨で開催をしています。2回目のワークショップが、それに対してその地域がどうなってほしいかという、将来、5年後なり、10年後、20年後の未来の姿について、大きなテーマとして、ワークショップを行っています。3回目の最終のワークショップでそれに向けて具体的に、

そういった活動をした方がいいのかとか、こういった組織体制がいいのだろうかとか、一歩具体的に深掘りしたような内容を3回目のワークショップで行っています。そのワークショップの意見を踏まえて、よくここにでてくる準備委員会という代表者の方たちが集まっているところで意見をもとに組織なり、計画をまとめていくような形で持ってきています。

○会長

私の方からちょっと補足をすると協働による地域づくりの主体、主役はあくまで地域住民、町民ですので高齢者、若い人たち、女性、いろんな地域の住民たちが、一同に介して、自分たちの地域の魅力であったり、あるいは逆に課題であったり、そういったものを出し合って、まず現状の問題、そういったものを共有した上でどんな風に地域を、みんなで作っていくのか。その際に協働ですので、協力しあうことが重要で、住民と行政もあるだろうし、住民の今既存のいろんな団体組織等もございます。そういったものとの連携、場合によっては町外の人達との連携、多様なパートナーシップといいますか、連携を築きながら自分たちで地域を支えていく。行政はそれをしっかり支えていく、そんなことをテーマにして、かなりフリーの意見交換をおこなっていきました。こういうワークショップは、ファシリテーターという進行役が重要なんですけども、熊本の方から女性のプロの方をお呼びして、様々に努力をしていきました。そのワークショップの内容等は、どこを見れば確認できるのか。町のHP のでているのかな？

○事務局

出ています。

○会長

ワークショップの様子はそういったものでちょっと見ることができます。ケーブルテレビはもう放送してないのかな。そういう状況です。

○委員

ありがとうございました。

○会長

他にこれまでの経緯についてご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

須古地区、その後どうでしょうか。現状でも構いませんけれども。

○委員

設立して年数が経ってきました、そろそろ次の役員の交代を考えなければならないのですが、なかなか1期目というのは、準備委員会から入っているんですけども、ここでの交代というのが非常に難しいなというのを、いま考えだしたところです。

○会長

私、他の市町で同様な取組に関わって長いんですけども、いま、役員さんが3回、4回目の交代になっているところがでてきました。最初の立ち上げの時には、今申し上げたようにワークショップへ一緒に参加したり、課題を共有することがあって、それな

りのリーダーシップを発揮していただいていたんですけど、2回目、3回目になるとそういった経験のない方が役員になってくるので、なかなか先輩の役員から、考え方とかやり方、そういったものがうまく継承されたところと、継承されていないところもあって継続のエネルギーというのはなかなか大変かなという気はいたします。六角地区はまだ立ち上がったばかりではございますが、どうでしょうか。

○委員

役員会を7名くらいの役員で月に1回ずつ役員会というものをやっております。それと、今年3月に総会をしたときに2つの部会がありまして、その時に決めた、総会に諮った、こういう風なことをやりましょう、というふうなことを実行に向かってポチポチと進めているところです。

○会長

ありがとうございます。私もFacebookとかInstagramをよくやっているのですが、須古地区については、FacebookやInstagramで部会の活動がアップされるので、頑張っているなどいろいろ大変だなという風な思いで状況をフォローできています。SNS等を活用して自分たちの活動を広く地域住民に知ってもらうということが、極めて大事なかなという気はいたします。とりあえず2つの地域づくり協議会の今後に期待をしながら、他所の地域でも同様な取組をどんな風に進めていくのか、その際にやはり何らかの推進のエネルギーがどうしても必要になろうかと思えます。その場合に条例という形で、広く町民の人達に理解をしていただいて、皆で推進をしていく、そういったしかけを検討すべきだというのが、この会の前の会議で話し合われたことです。そういった事が関連しますので、次の説明をお願いします。協働による提言書と協働推進会議の報告書、この2つについて関連しますので、事務局より説明をお願いします。

○陣内総合戦略課白石創生推進係主事

総合戦略課白石創生推進係の陣内と申します。私の方から説明をさせていただきます。まず、白石町町民協働によるまちづくりに関する提言書ということで、資料4の方をお願いいたします。こちら、令和3年12月に白石町協働による地域づくり検討委員会から町に提出されました提言書になります。先にこの検討会の役割であったり、協議内容であったりを簡単にご説明いたします。まず9ページをお願いいたします。9ページ目に検討委員会の設置要綱となりまして、この委員会は平成30年5月から活動をしていただいております。その役割といたしましては、第1条にありますように協働による地域づくりを進めるための仕組みづくりに向けまして、地域を基盤とするまちづくりやコミュニティ活動の方向性及びそれに基づく町の施策のあり方などについて検討をしていただいております。続きまして12ページをご覧ください。12ページ目にはこの検討会での全14回にわたる協議内容等の一覧表となっております。簡単ですが、協議内容につきましては13ページ目以降に掲載しております町民協働によるまちづくりのリーフレットの作成であったり、後、21ページ目以降の須古地区や六角地区と

いったモデル地区の取組についての検証であったり、それら辺をさせていただきながらこの町民協働のまちづくりに向けて提言案ということで、また検討を始めていただきまして、最後第14回目におきまして、その提言書をまちへ提出いただいたところになります。後ほどご説明いたしますけれども、町といたしましてはこの提言書に基づきまして、その後続きます、町民協働推進会議というものを設置し、本町における町民協働のための具体的な仕組みづくりなどに取り組んでまいったところがございます。それでは改めてこの提言内容についてご説明をいたします。

1 ページ目をお願いいたします。1. はじめにということで、人口減少社会の我が国において、少子高齢化に伴う地域コミュニティの弱体化が危惧されております。そして、巨大地震や地球温暖化に伴う甚大かつ頻発する気象災害も深刻化をしております。そういった中におきまして、住民個人による自律的な生活（自助）、そして国・自治体の厳しい財政事情による行政サービスによる支援（公助）にも限界があるという状況になっております。そういった中において、地縁組織による助け合いや支え合い活動（共助）が、地域を支える重要な機能として注目をされているところになります。その中で白石町におきましては、平成30年5月に「白石町協働による地域づくり検討委員会」を設置して、おおむね小学校区を単位とする地区住民の全員が参加して、行政と連携しながら協働による地域づくり協議会の設置を目指す検討を行ってきております。先ほども申しましたがモデル地区といたしまして、須古地区と六角地区において、その取り組みを進めながら、本検討委員会におきまして、協働による地域づくりの進め方についての課題を解決し、全町での取り組みを推進するための提言書として取りまとめ等をしていただきました。

2 ページ目をお願いいたします。この2ページ目の2番から続く4ページ目4番の(1)の内容につきましては、先ほど少しご紹介いたしました13ページ目以降に掲載しているリーフレットと同じ内容にはなってきます。抜粋してご説明をさせていただきます。まず2番、なぜ町民協働によるまちづくりが必要なのかということですが、(1)町民協働とは…ということで、3行目のところからになりますけれども、役場だけでなく、皆さんや、各地域における様々な団体等が共に考え、共に活動していただくこととなっております。続きまして(2)なぜ今、町民協働のまちづくりが必要なのか。という部分につきましては、まず全国的に、多くの地域で少子高齢化や人口減少、混住化が進んでおります。それに伴い、求められる公共サービスというものの需要は拡大しているところになります。そしてこれらは、白石町におきましても同様に進んでおりまして、従来どおりに継続していくことが難しくなっている地域がすでに出てきているということもありますし、地域課題も増加している状況となっております。

これらを解決するために、地域内の各団体などが新しいネットワークでつながり、町と連携する仕組みを構築し、協働で地域（まち）づくりを行う必要がある、とされています。

3 ページ目にいきます。(3) 今後の町民協働によるまちづくりについてということで、ここが1 番提言をされているところになりますので、ここは全て読み上げさせていただきます。地域課題をそこに住む町民自らが解決し、住みよい環境を築き上げるためには、住民意識を高めることが必要です。地域における課題は、地域性や習慣、住民意識の違いなどにより多種多様です。自分たちの課題として認識し、主体的に課題解決に取り組むことが重要です。本委員会では、「参加と協働で築く町民主体のまち」を目指すため、地域の実情を踏まえ、全ての小学校区単位等の地域において、地域内の各団体が連携し町と協働する「地域づくり協議会」の設立を提言します。ということで町に提言をいただいております。

続きまして4 ページ目をお願いします。4. 地域づくり協議会について、ということですがけれども、こちらにはこういうものですよ、であったり、あるいはこういう姿を目指してください、ということで具体的な内容を記載していただいております。まず(1) 「地域づくり協議会」の区域などについてですがけれども、これにつきましては基本的に小学校区単位等の地域で行政区や、自治公民館など、各団体が連携をするということで、下の方にもわかりやすいようにイメージ図も合わせて示されているところです。

5 ページ目にいきます。(2) 地域づくり協議会の要件について示されております。構成員であったり、活動目的・内容、そして民主性・透明性について示されております。詳細については後もって資料の方をご覧ください。

6 ページ目をお願いいたします。(3) 活動拠点についてです。小学校をはじめといたしまして、下の方2 段目です、他の公共施設を含めて、多様な施設の活用を検討し、その地域に最もふさわしい活動拠点を定めることが重要ということで、こちらには示されております。

続きまして(4) 財源についてになります。町から地域づくり協議会の活動に対する一定の補助金(交付金)による財政支援が必要であるため、交付金の仕組みを検討していくことが必要とされております。そして下の方になりますけれども、自主財源の確保も必要ということで、その中には、各行政区の負担金であったり、寄付金の受け入れ、民間の助成金の活用などがありますということで、提言をされております。

7 ページ目をお願いいたします。(5) 町職員の関わりについてです。町職員の関わりについては担当部署、私達、総合戦略課になりますけれども、一定の活動を支援しながら、最小限に抑えることが、参加と協働で築く町民主体のまちにつながることでされております。最後に(6) 制度の整備についてですがけれども、この部分が町民協働推進会議に繋がる根拠となります。地域と行政の協働を円滑に進めていくために、双方の役割を明確化する条例を制定する必要があります、ということで提言をいただいております。

そのまま続きまして、資料5、「白石町町民協働推進会議」に関する報告書をお願いいたします。1 枚紙になります。先ほどの提言に基づきまして発足いたしました、この白石町町民協働推進会議では、再度町として条例が必要かどうかというのを全3 回

の会議を通しまして、ご検討を頂いたところです。そしてこの町民協働推進会議のまとめ、といたしまして、報告書の内容になりますけれども、1. 町民協働の推進による地域づくりに必要なこと、ということで抜粋しますが、下から2行目、結果といたしまして、参加と協働による地域づくりを、町全域で実践するために、白石町町民協働の推進による地域づくり条例（仮称）を制定することを提案ということでしていただいております。その次、2番になりますけれども条例の制定ということで各号の内容を一緒にご確認の方をお願いいたします。（1）条例の位置づけについて、2行目中ほどになりますけれども、町全域での地域づくり協議会の設立を促すためには、条例の制定が必要である。ただし、本条例は住民主体の地域づくりの基本的な方向性、活動の基本となる地域づくり協議会の位置付け、及び協議会と町の役割などを定める「理念条例」が最適である。ということで示していただいております。この理念条例がどのようなものかにつきましては、この後、会長様の方からご説明をいただきますので、よろしくをお願いいたします。続きまして（2）条例の構成については、前文、目的、基本理念、町・町民の責務、地域づくり協議会の組織と取り組みの基本的事項、および協議会と町の役割分担や町による支援などから構成が望ましい。最後に（3）条例の制定に向けて、ということで条例の制定に際しましては、本日この会議になりますけれども、町民協働の推進による地域づくり条例検討会議（仮称）を設置いたしまして、町民・各種団体・学識経験者等を含む委員によって構成し、町民の理解を得ながら進めるものとする。ということでご報告をいただいております。これを受けまして、本日この会議の開催をさせていただいております。長くなりましたが説明は以上でございます。

○会長

ありがとうございます。まず、協働によるまちづくりに関する提言書というものを町の方に委員会から提出をいたしました。そしてその提言書の内容に基づいて、今年3月10日付で白石町町民協働推進会議に関する報告書というかたちで一枚物なんですけど、条例を制定することを求めるような、報告をさせていただきました。ここまでのところで何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。振り返ってみて協働による地域づくりと協議会のような組織がもし須古地区で、無かった。協議会ができる前と、その後どんな風が変わったのかなと、つまり協議会ができて須古地区は何が変わったのか。六角地区は始まったばかりですけれども、そういったことをイメージすると、こういう組織がなぜ必要なのかということのイメージがつきやすいのかなという気はいたします。須古地区ばかりで申し訳ないですけど、協議会ができてから何が変わったと思いますか。

○委員

1番はつきり違うのは、町民スポーツ大会がコロナの3年間になって今回5年ぶり、コロナの前は悪天候とかでできなかったのが、今回5年ぶり位になるんですが、この期間にいろいろなことがあって、見直しをしようということになりました。それを須古地区の場合は、須古の公民館長会がするのが本当かもしれませんが、なかなかそういうステージ

にはならない。もうちは協議会が提案型でしていったというのはあって、協議会の方が年齢構成も若かったものですから、私たちにとっても町民スポーツ大会がこうあってほしい、という意見の集約ができて、それを町民体育大会の内容に反映できたというのがあります。今までだったらできないですよ。公民館長会では、去年したようにというのが前提の話をしていることに対してでしたから。

○会長

ありがとうございます。地域の住民活動に、多くの若い人女性たちにも入っていただいて今までとは違う取組、そういった事の提案とか実践、そういったものに繋がったような事例を紹介していただきました。多くの人達に協力、参加していただくというのが、一番重要なポイントです。こういったものが無いと、やはり地域は衰退していってしまう。それが全国的な傾向かと思われまます。全国いたるところで協働による地域づくりを進める自治体が激増しています。一般には地域運営組織、RMOと略すんですけども、地域づくり協議会、町協と呼ばれるまちづくり協議会とかそういった組織の設立、それが全国的には非常に増えています。佐賀県でも鳥栖市、伊万里市、佐賀市、小城市、そして今、白石町、こういったところがこういう組織作りを進めている地域の代表的なところになります。隣の福岡県は市、町はほぼ全て、そういう地域づくり、運営組織が立ち上がって活動をしています。九州だと鹿児島とか、熊本辺りもそれなりの活動が見られています。ということで、とりあえず白石町において、今2つすでに出来上がっていて、これを何とか推進したいという思いがございませす。その為には、制度的な裏付けが必要だろうと、一般的には計画、地域づくり協議会推進計画とか、そういう計画づくりをして、それを町民に知らせるのは方法としてありますけれども、計画はできあがっているわけです。パンフレットを通してですね。この全戸に配布したパンフレットは、これを町民のどれくらいの人が読んでくれたのか、分かりませんけれども、回覧板じゃないよね。全戸配布したんだよね。これを見て、じゃあ自分のところでもやろうとか、手をあげてもらえたかというところではないわけです。最初第1号の須古地区も、とりあえずお役所の方で、やってください。とお願いをして動き始めました。六角もそうです。有明もそうです。町の方で執行部が一生懸命取組をお願いしますというような、お願い形式は本来の町民協働の趣旨ではありませんので、やはり地域住民の方から、進んでうちでやろう。というような声をどんどんあげていただきたい。そのためにはやはり計画の押し売りではなくて、条例という形で町民の理解を得た上で、進めるのが1つの方策として有効だろうというのがこの委員会の主な趣旨ということになります。次の議題、条例制定の意義について話を進めていきます。なぜ、条例の制定が必要なのか。条例を制定することで、どういう推進のエネルギーになるのかその辺りのところについて、話題を移したいと思ひます。いま、この委員会で目指すのは、推進のための条例の為の素案を作るという委員会です。そこをまずご確認ください。通常、条例というのは町の執行部だとか、議会の議員さんが提案する形で、条例というものがつくられます。こういう委員会のようなものを受けて、条例のたたき台みた

いなものをだすのは町始まって以来、初めてのことというふうに理解しています。そうですね。つまり、性格が違う条例だということです。先ほど申し上げた通り、協働の地域づくり、主体は住民ですから、その住民が参加する形で条例の素案を作り、町に提出する。町の方から議会に提案をするという形になろうかと思えます。議会の方にこういう条例を作ってください、というふうなことを請願することは当然やり方としては可能ですけれども、いま、ここで作ろうとしている条例は、一般に理念条例という言い方をするんですけど、政策を遂行するための具体的な制限を設けたり、規制を設けたり、あるいは推進するための方策を列挙するような条例とはちょっと違って、こうあるべきである、こうありたい、というような思いを述べる、想いを連ねる。そういう条例が一方で存在します。これを理念条例と一般的に言うんですけども、身近な例でいうと例えば分かりやすいのは、佐賀県が作った、日本酒で乾杯条例というやつがあります。みなさんご存知ですか。佐賀県の日本酒を振興しようという前提で宴会の時の乾杯は、日本酒でまずやろう、というふうなことを推奨するような条例がありました。これ理念条例のちょっと典型といったらちょっと語弊がありますけれども、一般的には住民の自治と協働を推進するための自治基本条例というかなり崇高な、理念条例があります。住民基本自治条例を作っているのは、佐賀県では佐賀市ですかね。これはものすごい時間をかけて、委員会で議論し成立まで数年かけて作った条例です。全国的にも、そういう住民の自治を促進するような条例の制定をしている自治体があります。その住民基本自治条例に近い、もう少しハードルが低いと言ったら語弊がありますけれども、住民と行政と各種団体、そういった人たちが連携して、共に地域を作っていこう、こういうのが一般に協働による地域づくり条例と言います。今日このあとサンプルでお示しするのは、協働による地域づくり条例を制定した地域等の事例をちょっと紹介していきます。通称、理念条例というように呼ばれます。なんら法的拘束等は実際にありません。ただし、明文化されることによって自分たちは何をしなければならないのか、それについて改めて強く確認をすることができる、そういう条例になろうかと思えます。そういう意図で条例の素案、たたき台を委員会で取りまとめ、町長に提出したのち執行部の方で議会にはかって、条例の制定を目指すという考え方です。議会等の調整等もございますので、私の方で期間とか、どれくらいの時間を要するか、私の方から述べることはできませんが、あくまでも町長に提出したのち、速やかに条例の制定に取り掛かっていただくように、事務局にお願いはしたいと思えます。今後の予定もありますので、スケジュールの方を先に説明してもらった方がいいかな。今後のこの会議のスケジュールを事務局よりおねがいします。

○喜多総合戦略課長補佐

それではちょっとスケジュールの方を、(3) 今後のスケジュールについてご説明をいたします。資料等ございますので、口頭でのお伝えという形になります。この条例検討会議、9月に1回目を行いました。これを毎月1回ずつ行う予定としています。12月までに4回の検討会議を行っていただきたいと思っております。ちょっとあくまで、暫定的

なスケジュールではございますが、4回で最終的な素案の作成まで行けたらな、ということと考えております。その12月までにまとめていただいたものを、1月に役場内の組織である、例規審査委員会の方に一旦お諮りしまして、その後3月の議会の方に上程させていただければなと思っております。3月議会に承認いただければ、4月1日からの施行ができるのではなかろうかと考えております。あくまで4月1日の施行を最終目的に置いたところで、ちょっと作ったスケジュールでございます。ちょっと無理がでないくらいの、スケジュールではないかなとは思いますが、結構かつかつのスケジュールでもございますので、皆様、ちょっと大変だとは思いますが、よろしく願いいたします。

○会長

とりあえず事務局としては、いま申し上げたようなスケジュールを予定しています。年内にこの委員会としてたたき台を作り、それをあとで条例という法律ですから、条文の記載で細かな決まりがあります。これはそれなりの専門家がチェックすることになりますので、町の例規審査委員会というところのチェックを入れた上で、議会の方に提案をするということになります。もちろん議会の方でそれなりのコンセンサスを得るのに、たぶん時間がかかるだろうと思えます。その過程で議会、つまり、町民の代表である議員がそれぞれの立場で条例について、ご検討いただいて議会で審議をしていただく、そういう事を前提にして、何とか4月1日の施行を目指したい、というのが事務局の考え方になります。というわけで、今日も含めて4回の会議になります。月1回の頻度で開催をします。この委員会が目指す、理念条例的な制定の内容について、自由にここからはフリーディスカッションをしたいと思います。なんでも結構です。質問、ご意見、ご感想等ございましたら、まずご依頼いただきたいと思います。

○委員

スケジュールの話なんですけれども、4回で条例を作ることになると今日が1回目ここに条例案がありますけれども、次回におそらく事務局から条例案的なものが出されると、それでお話をしていく。3回目にそれに対して意見を述べる。それをまとめたのを4回目にはこれでいいですかというふうに出す。でいいですか？というのが4回のスケジュール？

○山口総合戦略課長

基本的にそういう格好になるんですけれども、その中で協議の内容でやっぱり進捗の度合いというのが当然変わってきたりするわけですよ。そういった場合というのは、月に1回のスケジュールを若干詰めたりする、その中で5回になっていく作業というのは当然想定されるような格好にはなってきます。ただ、実際に今回作る条例というのが、五十嵐会長もおっしゃいましたような形で、理念条例ということになりますので、おそらく前文の前語りの部分で、こうありたいであるとか、そういった部分を条文として書く、その理念の部分というのが非常に重要な事項となりますので、一般的な条例の条項があつてという、後の部分の作り込みだったら、かなり時間がかかるわけなんですけれども、そこに

ちょっと趣を置いたような形で、会議の方を進めていきたいと思っておりますので、というそのくらいのスケジュール感かなと思っております。

○委員

そしたら理念条例の理念ぐらいしか話さないということ？

○山口総合戦略課長

細かく言うと、中身に交付金の部分であるとか、一括交付金の部分であるとか、そういう折り込む部分があるかと思えますけれども、ただその内容について深掘りしたような条例ですので、なってくるかというところではないと思っております。あらかたそのスケジュール感に、スケジュール通りに進められるような形で、事務局の方も用意はしていきたいと思えます。おっしゃられるのはもう、非常に条例の作成については、委員さんの方が詳しくスケジュール感とかもわかっておられるので、というところのご意見だとは思いますが、何とかやっつけようと思っております。

○会長

町としてもいわゆる理念条例的な条例が、今まで経験がございませんので、他市、他の町等の事例を参考にしながら白石町としてどういう条例にしていくのか、その意見をこの委員会の場で皆様から出していただき、最終的な取りまとめを進めていくことになろうかと思えます。なかなかイメージがつかないと思えますので、他市の事例をちょっとみんなで見てください。事務局の方で他市の事例を集めていただきました。一部です。膨大な量になります。その他、ほんの一部ですけれども、ちょっと紹介をしていただきます。

事務局からお願いします。

○辻総合戦略課白石創生推進係係長

資料6というA3の1枚紙と【参考】他団体の条例という資料の方をご覧ください。ちょっと資料が見にくいかもしれませんが、白石町がこれから検討するにあたりまして、参考になると思われる条例を挙げております。1番目が宮城県大崎市、2番目が福岡県田川市、3番目が佐賀県伊万里市、4番目が福岡県小郡市、5番目が山口県平生町、の5団体で、それから、かつこ書きの数字は令和2年の国勢調査人口を書いています。それと、左に①、②、③と番号をふっていますが、これは別冊の【参考】他団体の条例の資料の右上の①、②、③が同じ自治体ということになっています。それから、下の方に、熊本県人吉市、青森県板柳町、市となっていますが、町の誤りです。この2つは、これから作成を検討するまちづくり条例ではありませんが、人吉市は前文がポエムとなっている、板柳町は通称名が特徴的ということで、参考で記載をしています。

それでは、この中で施行の列を見ていただきますと、施行日が違ってまして、伊万里市が比較的早く、平成18年の施行となっています。次の語尾の列なんですけど、敬体と常体とあります。通常の条例はほぼ全て常体になっていますけれども、協働のまちづくり条例については敬体で作られているところが多くなっています。

次の列が前文の特徴という列です。5団体すべて前文があります。前文の形とか書いてある内容についても読んでいただきますと、それぞれ違っております。どこの団体におきましても、何のために条例を制定するのかというのを前文で丁寧に書いてあります。町の歴史からだったり、社会情勢からだったり、目指す姿からだったり、よく読みますとそれぞれ特徴がありまして、非常にここに力を入れてあるように思います。

次の列が全体の特徴ということで、ここにつきましても、特徴的なことを書いています。「しなければなりません。」の表現や「しましょう。」という表現など各団体、表現に特徴が出ています。

その次の列が目的ということで、この目的については条例で書いてある条文を書き出しています。ここもよく見ていきますと、多く使われている言葉として、誰もが、みんな、魅力、豊か、笑顔、幸福、活力、誇り、こういった言葉が多く使われております。

1番右側の列は、条例の構成というところです。ここに書いてあります通り、前文はすべてあります。それから、第1条から第3条までについては、だいたい、目的、定義、基本理念という構成になっています。その後からはいろんな形となっています。市や町の役割、住民の役割などが多くあります。ここで少ないところは、福岡県小郡市は第8条まで、多いところでは伊万里市が第17条までとなっております。こういった条例を参考にしながら、本町独自の条例を検討したいと思っております。簡単ですが説明の方を終わります。

○会長

ありがとうございます。他市町の事例を見ていきますとこの種の理念条例として、まず条例の名称、まちづくり条例とか、町民や市民が主役のまちづくり条例とか、みんなで進めるとか、参加と協働とか、こういった条例の名称となっております。それから、条例の表現ですね、敬体、常体という言い方を専門用語でするらしいんですが、ですます調なのか、するしないというような表現なのか、多くはですます調、敬体に近い、そういうものが多いということですね。それから目的は第1条のところに明記しますが、どうでしょうか、文章として2行か3行くらい、条例の、非常にシンプルです。ただし、ちょっと長めの前文がつくというのが、この種の条例の大きな特色になります。通常の制度条例的なものには、この前文というものは無くて、いきなり目的に入るのかな。なので、この市の理念条例的なものは前文が非常に重いということです。ある程度、宣言に近いような意味付けかと思えます。理念条例を出さずに宣言という形で住民に広く理解してもらうような取組はやり方としてございます。宣言というのは、こうしましょうということだけなので、具体的にだれがどうするのか、までは宣言文には入らない。具体的にだれがどうするのか、まで含めるとやはり条例という形になるということです。その際に、つまり一番右側に条例の構成が出てきます。まず目的とか、理念、定義、これらはすべてに共通します。第1条、2条あたりに、目的と定義が入ります。それ以降、市町によって若干違います。伊万里市の場合、ちょっとこれは特殊で、ここに例えば9番とか11番とか入ってき

ます。実は、条例を先に作ってこれを進めるための審議会、そういったものを設置してある、とかですね、普通、審議会の設置要綱みたいなものを先に出すんですけど、伊万里市の場合にはまず条例で大枠を作り、それを推進するための審議会なんかを設置して、進めていくようなやり方を伊万里市がとっていて、これは、他の事例とはちょっと違います。他のところは、とりあえず目的、定義、そして市民の権利、住民の権利ということが表現されていますので、住民主権、これを前提する形で、住民の権利を明記しているところもございます。あるいは、権利と同時に責務ですね、義務、ここまで明記する事例もあります。つまり、権利と義務、相互をしっかりと条文に書き込むという自治体のございます。それ以外で共通するのが、役割ですね。住民は何をしなればいけないのか、行政は何をするのか、各種団体等は何をするのか、そういう役割を明記した上で、それぞれが連携しあう、つまり協働しあっていく、そのイメージをしっかりと規則として条例の中に載せているということです。このような違いが多少あります。共通するのは前文、まさに理念といえますか、哲学の部分ですね、崇高な理念を掲げることになります。そのうえで、目的と定義、あとは役割分担、これくらいはやはり白石町としても不可欠かなと、私は思っております。ということで、ここで個別に条例案をいちいちチェックするわけにはいきませんので、この一覧を参考にして、町としてどういう条例を、方向として目指すのかについてご意見をいただきたいと思ひます。まず、名称ですけれども、とりあえずこれまで昨年度の提言書、報告書では白石町町民協働の推進による地域づくり条例（仮称）を制定すべきだというふうなことを報告書の中に残しました。白石町町民協働の推進による地域づくり条例、この検討会議の名称と同じ名称です。これを仮称という形で、掲げています。この条例の名称でいいのかどうか、次、施行日は今年度、あるいは令和6年4月1日付けを目指すという前提です。これはここで決めることではありません。語尾はどうでしょうか、やはり敬体が私は良いと思ひますが、このあたりについてもご意見いただければと思ひます。次、非常に重要なのが前文になります。本日その前文の原案をお示しすることはあえてしません。次回、前文の原案、素案をこの委員会に提案したいと思ひます。委員長案という形で次回、前文案を私の方で不十分ではありますけれども、とりあえず提案をしたいと思ひます。もちろん私のたたき台を事務局と調整した上で、ですよ。一応事務局と調整した上で、事務局案という形で実態は委員長案になりますが、お示しをしたいと思ひます。

○委員

いまはまだ0の状態ですかね？

○会長

0です。これから作るんです。いま、たたき台を事務局は持っていません。事務局もどうしていいかわからないところです。

○委員

どれにしようかなくらいの？

○会長

そうです。いろんな他市の事例などを参考にしながら町として何をすべきなのか。今日、もしご意見を頂けるとすれば、この前文にどういった内容を盛り込むべきか、というようなアイデアとかヒントなどについてご意見いただければ、私はそれを参考にしますし、むしろこの目的と、条例の構成、これだけは必要だね。とかここまではいらんだろ。とか、そういったようなご提案等があればいただきたいと思います。ちょっとすぐに判断できないかもしれませんが。ここからはフリーディスカッションです。分かりやすいのは条例の名称あたりをどうするかなんです。宮城県大崎市かな、話し合う協働のまちづくり条例、とりあえず対話が必要だという考え方ですね。これは白石町もワークショップを通じて、住民の対話を促すような方法で協働の地域づくりを進めてきました。話し合う対話するというのを重視しています。福岡県田川市は市民協働のまちづくり、佐賀県伊万里市は、市民が主役のまちづくり、これ実は先ほどちょっと言いました、住民基本自治条例に近いような位置づけです。これはかなりハードルが高いといえますか、かなりのいろんなものを盛り込んだ条例になりますので、伊万里市は白石町のいま我々が目指す内容とはちょっと違うのかなという印象を受けます。小郡市は、みんなですすめる、福岡県はこの協働による地域づくりを各市町が積極的にやってきたので、福岡県はどちらかというとし町でよく似ています。それから山口県平生町、参加と協働のまちづくり、参加と協働というのはとてもいい言葉だし、単なる協働だけじゃなくて、参加と協働というのも私もありかなという気はします。というような条例の名称ですね、それから表現としては、これは敬体でいいですね。敬体式にしたいと思います。そして、この前文です。別冊の参考資料を見てください。参考資料、他団体の条例で大崎市、話し合う協働のまちづくり条例、ここに前文が13行あります。これは極めて、非常にシンプルです。当然のことを改めて文章化したような、そんな印象があります。誰が読んでも分かりやすいのが大崎の事例かなということもあります。前文の下から3行目ですね、「話し合いの過程が人をはぐくみ、まちをつくるのです。話し合いの文化を根づかせていくことが、私たちの目指す協働のまちづくりの姿です。そんなみんなの声が活かせるまちをつくるため、この条例を制定します。」須古も六角も協議会の立ち上げまでに。どれだけ会議をやったか。ものすごい数やっていますよ。準備会からはじまって会議、会議、会議の連続でした。みんな会議嫌がるんですよ、僕も嫌ですよ。会議嫌がるんだけど、ある時期、集中してやっぱり会議、話し合う場をしっかりと作っていかないと、なかなか住民主体の地域づくりには繋がらないと思います。この大崎の場合には、とりあえずみんなで話し合いましょうよ、話し合いの中からみんなのまちづくりが生まれてくるんですよ。みたいな趣旨が、この大きな特徴かなと思います。次ページをめくって田川市ですね、田川市に住む私たちが「住んでいてよかった。」「これからも住み続けたい。」と感じることのできるまちづくりを進めていきます。そのためには、主役である市民一人一人が、まちづくりを自分の問題として捉え、自分にできることを考え、他者と連携協力していくことが大切です。皆がそれぞれの

役割を知り、連携協力するための基本的なルールとして、この条例を制定します。」それぞれの役割、そして連携するためのルールを定めた条例ということになります。この2段落目のところ、これはほぼ白石町にも共通するところでもあります。この前段のように、地域の特色を誇りと苦悩みたいなものなのですが、白石町が盛り込むかどうかです。何らかの記載は必要だと思いますが、ここまで長々と書くことが、何か意味があるのかという気はしないでもありませんが、白石町としてもこういうのが必要であるというご意見が多ければ、こういったものを参考にしてもいいかもしれません。

次が、伊万里市ですね、先ほど言いましたように他とはちょっと違います。目的を先に読んだ方が良いと思うのですが、伊万里市の場合は、目的の第1条に「この条例は、市民が等しく市政に参画する権利を保障するための基本的な事項を定めて、市民の自主的な地域活動を促し、更に市民と市が協働して市民が望んでいるまちづくりを進め、本市の発展を図ることを目的とします。」市民が等しく市政に参画する権利を保障するための、基本的な事項を定めて、自主的な地域活動を促す。これは住民基本自治条例の趣旨に近い内容ということになります。

次、小郡市です。小郡市は前文がやはり、地域の特性みたいなものが前段にきます。水と緑に恵まれ、渡り鳥の云々。山の話に、人口減少の話になって、最後の方の段落ですね、「まちづくりへの関わりは自分のできることから」大げさなことではなく、あいさつや声かけなどを通して、人との関係をつくることから始まります。それをきっかけに多様な仲間たちと共に人のつながりや支え合いを育み、小郡らしいまちづくりをすすめていきましょう。市と市民が共に手を取り合いながらみんなでまちづくりをすすめ、小郡市を「あらゆる人の人権が尊重され、自分らしくまちづくりに関わる人であふれる、誰もが幸福を感じられるまち」とするために、この条例を制定します。」なかなかいい文章だなと思います。おそらく、前文の参考になるのが市、町の総合計画の最初の方のページにあたる所をかなり引用している感じはします。それぞれの自治体の最上位計画に総合計画というものがあって、その総合計画の第1章は、たぶん理念か何かで始まりますよね。

次が、山口県の平生町です。これも比較的シンプルだと思います。最初に町の自慢話があります。その後、課題があげられています。3段落目からですね「この課題を解決していくためには、町の努力はもとより、様々な活動団体や世代を超えた住民一人ひとりがまちづくりの主体となり、自分たちのまちは自分たちでつくるという自治の精神に基づき、お互いの立場を尊重しながら、それぞれの特性を生かした住民参加と協働によるまちづくりが、これまで以上に求められています。よって、私たちは、町民憲章の精神にのっとり」ここは先に町民憲章があるようです。憲章というのは、市が何を指すのかというキャッチフレーズみたいなものです。「町民憲章の精神にのっとり誰もがふるさと平生に誇りと愛着を持ち、心豊かに暮らすことのできる元気なまちの実現を目指し、この条例を制定します。」というような各市町の事例です。こういったものを参考にしながら、次回、前文の提案をしたいと思います。前文についてなにか皆様から、ご要望とかご意見ご

ございますか。こういう内容にしてほしいとか。分かりやすいのが最優先だと思います。町民だれが読んでも何となく理解してもらえると、分かりやすいものが重要で、細かな専門用語、自助とか共助とかそういった用語は一切使わない優しい文章で、心を打つ文章がたぶん必要になってこようかと思います。その上で、一覧表の右側ですね、条例の構成で何を必須の、条文の構成にするかというところで、ご意見をいただきたいと思います。定義と理念、これはほぼ全てに共通しますので、第1条に目的、第2条に定義、例えば、協働の地域づくりとは、そういう定義の説明を行います。目的、定義、そして基本理念、この3つはすべてに共通しますので白石町においても、これは踏襲したいとは思いますが。前文があり、目的、定義、基本理念ここまでは同じような体裁にした方が良いでしょうと思います。それ以降、各構成の役割等が来ますが、住民自治基本条約的な内容で権利、市民の権利とか住民の権利を明記しているところがあります。いわば自治の権利なんですが、これを盛り込むかどうかちょっと悩ましいところではございます。後は、先ほど町民協働推進のパンフレットがあったかと思いますが、ここにはそれなりに役割分担みたいなことができます。住民は何をする、行政は何をする、みたいな役割分担がある程度、盛り込まれてはいます。そういったものを参考にしながら、まずは地域住民の役割、この中には住民組織、住民団体、例えば地域づくり協議会のような組織も含まれます。そして、行政の役割、これは必須事項だと思いますので、対象は住民組織の役割、そして行政、町の役割、これは必須だと思います。町民の役割という形ですべての町民の役割、まちづくり団体のように分けて記載する事例もあります。大崎市がそうですかね。町民の役割、町民全員の役割、まちづくり団体、これは先ほどの白石町で言えば、地域づくり協議会のような団体、あるいは既存の団体を指します。そういう団体の役割、そして行政の役割ですね、そういったことをちょっと考えるとこの宮城県大崎市の前文、条例構成で、5番、6番、7番、8番、この辺りを除いたところが白石町としてまずはできそうなところかなという気はいたします。ただ、大崎市の場合には、最後に検証という言葉が出てくるんですが、PDCAのことかな。そうですね、この参考の裏、2ページ目ですね、第12条から、これ他所のところにはないこれが1つの大きな特色で、「第12条 市長は、この条例が市民生活や地域社会の変化に対応したものとなっているかを必要に応じて検証します。」市長というか市が行うものですね。こういう1文があります。ちょっとこれが他とは違うところですね。とりあえず今想定しているのは、そういう条例構成をイメージしております。私が一応説明するのはここまでで、あとは皆さんの方からフリーディスカッションで、なんでもいいです。素朴な事でもいいですから、条例に盛り込むべき内容、こんな条例だったらいいのにな、というようなところでいいですので、協議の方をお願いしたいと思います。

○委員

資料6の条例の構成、見出しの部分だけを見比べてみて思ったのが、例えば最初にありました、行政の役割、小郡で言えば市の役割、やっぱりそれは1つほしいなと思います。

あと、田川市さんの7、事業者の役割というのがあると思うんですけど、地元にある事業者さんを抱えるというのは、結構大切にしないといけないなと思ってきたんですよ。地域と企業の共住とかで、それから、特に1つあるのが外国人を雇用している事業者がありますよね。その外国の人達とのつながり、共同生活というのも1つの要素かなと思います。ここにある資料を見ると他の所にはないものだったのだと思います。

○会長

市の取組の事例を踏まえて町の取組、特に町が何を取り組んでいるか、どういう事を取り組まなければならないのか。それを条文の中に明記した方が良いというご意見です。それと役割分担の組織と申しますか、そして事業者を挙げている事例があります。実は協働による地域づくりではその地域に立地している事業所、いろんな事業所があります。製造業であったり、場合によっては福祉的な事業所もそうです。そういった事業所も一緒になって地域づくりに関わってもらいたい、という思いはあって、実際そのようにやっているところもあります。よくあるのは例えば、防災、減災絡みで、事業所の施設、あるいはマンパワー、そういったものを提供してもらおうとか、そういった事例は最近増えてきています。あるいは今言われたように技能実習生等を含めて、外国人の労働者がかなり、地方にも定住、期間は空けられていますけれども、そういう人も増えてきており、外国人との共生というのも多文化共生の視点から、あるいは既存の住民との間の様々な摩擦等も現実問題にあって、そういった問題の解決のためにも、やはり企業に積極的に関わってほしいというような、要望等もたくさんあって実際やっているところもあります。事業者の役割の事例も踏まえ、白石の場合も事業者の役割を明記する。した方がいいというご要望がございます。この辺りも含めてご意見いただきたいと思います。この提言書のパンフレットに事業所とか入れていますか。入っていないですよ。事業所という単語も使っていないですよ。20ページにイメージ図があるんですけど、地域づくり協議会のイメージで、緩やかなネットワークをはかるといところで、いわゆる事業所は入っていないですね。などという形で含めるというやり方もありますけれども、事業所、かなり重要な問題ですね。ちょっとこれも検討させていただきます。事業所を加えるかどうか。町は町内に立地する企業等と特別というかフォーカス的な協定を結んでいる事業所はありますか。

○山口総合戦略課長

個別に結んでいるところはございます。そもそもは企業誘致絡みの協定になるんですけど。

○会長

すでに町も地元で立地している企業等との連携協定を結んでいる事例もありますので、事業所に積極的に関わってもらおうというのは必要なことだと私は思いますから、折り込む方向にちょっと検討をさせていただきます。他にございますか。

○委員

他団体の条例の1つ目です、まず1ページ目の「暮らしの中にある悩みや不安、喜びや

楽しみを分かち合い、互いを尊重し、助け合いながら、」こういう風な感情といったものが入れているがどうなのか。

○会長

理念条例にはよく出てくるんですよ。みんないろいろ問題を抱えているんですよ。そのいろんな問題を抱えているものをどうやって解決していくか、みたいなことが条例の趣旨なので、その悩みみたいなものをどうしても書きたがる前文が多いような印象はあります。なので、白石町もこういう表現を入れるかどうか、次回の私のたたき台を見て検討いただければ、あまりこういう表現は好ましくないというか、そういう意見ですかね。

○委員

私も今までの中でこういう感情的なものはあまり見たことなかったのです。

○会長

そういうのをあえて盛り込むのが、この種の条例の1つの特色なんです。だからここは大崎市かな。大崎市の場合はいくまでも話し合いから始めましょうという趣旨なので、なんで話し合わんばいかんの。といたら、みんな悩んでいるからだよ、みたいな前文になるんですよ。その話し合いという表現ではなくて、参加と協働という形にすれば、ここまで人の心情というか、そこまで踏み込んだ前文は必要ないのではないかなという印象は私があります。参考にさせていただきます。ありがとうございます。他にご質問ご意見等ございますか。白石町ならでは、白石町だからこそ、というようなところをどんな風に折り込むのか、そういった意味で前文案としても必要となってきます。前文の中に白石町の特色とか白石町ならではの問題、ポジティブな誇りも含めて、後はそれらを前文にそれを書く必要があると思います。町の総合計画とかそういったものを参考にしながらになります。白石町と言えば何が誇りですか。干拓でできた町、ひたすら農業を推進してきた町、だけにしちゃうと農業だけじゃないよという意見も当然あるわけで、農業も含めた、第一次産業に立脚してきたということは1つ、町の大きな特色だろうと思いますし、合併で白石、福富、有明、ほぼ大体同規模のまちが合併して1つになっている、というのも大きな特色かなという気は致します。そのことを書くかどうかは別問題ですけれども、とりあえず今まで協働のまちづくりを一生懸命進めてきた。それをさらに進めていきましょう。みたいなものが私の前文の骨子になります。その協働のまちづくりがなぜ必要なのかという背景も1行か2行入れます。その上で、全体で10行程度くらいかな。10行超えるとみんな読んでくれないので、10行程度くらいの前文を次回、お示ししたいと思います。他なんでも結構です。自由にご意見等ありましたらお願いします。

○委員

白石町の私が良いなと思っているところが、私は有明地区ですけど、稲佐神社に祀られている御祭主の1つに今の韓国辺りの王様が難を逃れてこられたということで、ちょっと遠く離れたところにきたので、お父さん、お母さん、ご家族のことが気になるから、皆さんが大事に祀ってある場所に一緒に祀ってください。ということで、それは親孝行で尊い

ことですね、ということで祀られたというお話を聞いたことがあるんですが、昔から、協働で話し合いをして、まちづくりをしていたよというの、盛り込んでいただけると子供たちが神話を聞いているような感覚で温かさを感じたり、昔の人達優しいなとか、そういうのを感じてくれたら嬉しいなと思います。

○会長

良いアドバイスありがとうございます。協働のまちづくりが今に始まったものじゃなくて、昔は当たり前に関わり合っていたわけですね。支え合いだったわけですね。その昔から、当たり前に関わり合っていた付き合い、支え合いの伝統を評価しながら、今それがあある意味、失われつつあるので、先ほど言われた伝統を踏まえて、町の新しい協働の地域づくりを進めましょうみたいな感じになりますかね。出だし、何から始めるか私も悩んでいますので、いいご提案をいただきましてありがとうございます。

○委員

あとですね、もう1つ、1個人が悩みを持って不満を持っている、という前提で始めるのか、悩み不満はあるけれども解決する力も持っているよね、という前提で始めるのかで、また文章の印象が変わってくるのかなと思います。さっきお話されたことを伺って、この前文でこれに触れることで、それに気づけるというか、頼らなくても自分の中で解決をする力があるよね、というのを思いだした上で、じゃあより良いまちづくりを、ちょっと愚痴を言ったり、不満を共有したりということもありつつ、それでも話し合いをしようと、より良いまちづくりを目指して話し合いをやっていこうねというような、気持ちになれるような、ちょっと難しいですが、ちょっと、はい。

○会長

誰でもみんな悩み、苦しみながら生きていくわけですね。特に自己形成期、青年期が、そうですねけれども、そういった経験を踏まえながら人間成長していくわけですね。この種の条例は今、生きている現役世代が当然対象なんですけど、未来世代へのメッセージだと私は思うんですね。町として今の子供達に誇りをもって、町で生きていってほしい。多くの方は出ていくのかもしれないけれども、とりあえず未来の子供達へのメッセージでもあろうかと思います。その時にいろいろ苦しみ、悩みながら生きている若者たちに励ましになるようなメッセージも必要かなという気は致します。そういった人たちが自助というんですねけれども、自分の力で何とか道を切り開いていってほしい、そのためにはやはり支え合いが必要だという趣旨になろうかなという気は致します。自助を決して否定しません。ただ、自助が非常に厳しい状況になっているということは前提として、共通認識としては持つべきかな、という気はいたしますので、今のご意見もちょっと参考にします。他に何かご要望でも構いませんのでございますか。条例の構成等でも他市の事例を踏まえてご意見等あれば積極的にお願いいたします。ちょっとやっぱりたたき台がないと、みなさん意見出しにくいですね。

○委員

白石町の職員の方から名刺をもらって、名刺の中に書いてあるんですけど、「人と大地がうるおい輝く豊穡のまち」というのが書いてあるんですけど、これたぶんキャッチコピーだと思うので、これの背景というのが前文とかに入っていたらいいのかなと思います。

○会長

お役所の人間はそういう名刺を使っているんですね、もう1回言ってもらっていいですか。

○委員

「人と大地がうるおい輝く豊穡のまち」、このキャッチコピーものすごくいいなと思ったのと、条例がそもそも誰に向けての条例なのかというのが、もし一般市民の方々が見られるのであれば、白石町というのが、どんなものというのがさっきのキャッチコピーとか背景を知ること、もっと白石町のことにも近くなるのかなと思います。どうしても私たち市民と行政の方々、距離が遠い感があるので、そこが近くなればなと思います。

○会長

「人と大地がうるおい輝く豊穡のまち」これはどこから持ってきたのか。総合計画？

○事務局

基本理念です。

○会長

そうですね。町の憲章みたいなものですね。やっぱあるわけですね。はい、今の文言はちょっと使えそうなので、ちょっと考えます。誰向けかと言え、これはもう100%町民向けですよ、対象は。まず町民が主体、住民が主体です。それを町がどんなふう支えていくのか。町の役割、行政の役割が次にきます。3番目にそれ以外の事業所辺りの役割が入ってくることとなりますが、まずは住民主体なので、住民向けの条例ということになります。それで間違いないですよ。

○事務局

間違いないです。

○会長

他に何かご質問、ご意見等ございませんか。コメント、要望等でも構いません。

よろしいですか。そろそろ21時になりますので、それでは今、頂いたご意見を参考にしながら、次回、前文と条例構成の案をお示しいたします。次回も今日の資料をお持ちください。他市の事例等を参照することになるので、次回も資料をお持ちください。これ、議事録公開するんですかね。

○山口 総合戦略課長

はい。議事録の方は、一応HPの方で公開しますがけれども講評にあたっては、個人のお名前は出さずに、ということになります。

○会長

どういう議論がなされたのか、その要旨的なものをHPで公開をさせていただきます。

それと、どなたが発言したかはわからないようにしています。分かるのは会長の発言だけです。あんまり変なこと言えないのがつらいですけども、とりあえず自由に、配慮せずに何でも発言していただいて構いません。それでは、今後のスケジュールについては、先ほど事務局より説明をいただきました。月1回の頻度で行うという前提です。次回は10月になりますが、これから調整します。開催時間はやはり、この夜の時間がみなさんよろしいですよね？昼の方が良いという意見が多ければ、また考えますけれども。夜19時でよろしいですかね。私は大学を辞めたので、昼でも夜でも夜中でも何時でもいいんですけども、とりあえず今日、皆様お集りいただきましたので、次回も夜の19時開催ということによろしゅうございますか。それを前提に事務局は日程調整をしてください。

次回なんかこういう資料を用意してほしいとか、資料要求等ありましたら、今のうちに事務局に要望を出してください。こういう資料があった方が良いとかありましたら、事務局に要望を出してください。よろしゅうございますか。メール、電話等でも結構ですので、よろしく願いいたします。それでは、本日の議事はここまでいたします。事務局にお返しいたします。

10. その他

○山口総合戦略課長

五十嵐会長ありがとうございました。それでは、その他の項ということですけども、確認作業になります。第2回目の会議ですけども、先ほど申しあげました通り、10月の下旬に予定しておりまして、19時に開催ということにさせていただきます。委員の皆様のご出席をよろしく願います。先ほど申しあげましたように、基本的に毎月1回の頻度で開催したいと思っております。そして、議事録につきましては、HPで公表するようしておりますけれども、先ほども確認しましたように、個人の名前は出さないことにしております。すべて委員、但し会長は会長と出てくる形になるかと思えます。皆様方には一応、数値は無いですけども、語句の言い間違いなど修正、確認作業を進めながら、その後、公表したいと思えます。こちらからは以上ですけども、委員の皆様方から何かありましたらお願いいたします。よろしいですか。

11. 閉会

○山口総合戦略課長

他になれば、本日は長時間にわたってご協議いただきましてありがとうございました。非常に貴重な意見を頂いたものと思っております。

これもちまして、令和5年度第1回白石町町民協働の推進による地域づくり条例検討会議を閉会いたします。おつかれさまでした。